

## 1. 高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するもので、法律で定められた所得要件を満たす世帯が支給対象となります。

【対象】第1学年から第3学年

【支給額】保護者（学生の親権者）の所得に応じた所得判定基準により、以下のとおりとなります。

①月額 9,900 円

②月額 19,550 円（①に 9,650 円加算）

③0 円（未支給）

【支給期間】原則として通算 36 月

就学支援金の支給額	授業料本人負担額
① 月額 9,900 円	月額 9,650 円（年額 115,800 円）を負担
② 月額 19,550 円（9,650 円加算）	月額 0 円（年額 0 円）
③ 月額 0 円（未支給）	月額 19,550 円（年額 234,600 円）を負担

※国立高等専門学校の授業料は年額 234,600 円です。

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が国から就学支援金を受け取り授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額は負担していただくこととなります。

【参考】<文部科学省 HP（高等学校等就学支援金制度）>

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342674.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm)

## 2. 日本学生支援機構貸与奨学金について

勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

なお、奨学金の貸与を受けるのは学生本人であり、返還義務も本人にあります。

【貸与奨学金の種類】主に以下の2種類があり、それぞれ申込ができる学年が異なります。

奨学金の種類	利息	申込可能学年	貸与の方法	
第一種奨学金	利息なし	全学年	毎月の奨学金	原則として毎月 1 回振込
第二種奨学金	利息付	4・5年生		

#### 【第一種奨学金の貸与月額】

学 年	自 宅	自 宅 外
1～3年生	10,000 円 又は 21,000 円	10,000 円 又は 22,500 円
4・5年生	20,000 円, 30,000 円 又は 45,000 円	20,000 円, 30,000 円 40,000 円又は 51,000 円

※本科4,5年生及び専攻科においては、申込時の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。

#### 【その他】

貸与基準等の詳細については、日本学生支援機構のホームページにてご確認ください。

<日本学生支援機構 HP（奨学金の制度（貸与型））>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>

### 3. その他の奨学金について

#### （1）道新ウェルネット奨学金

「道新ウェルネット奨学金」は、ウェルネット株式会社拠出の寄附金を原資として、経済的に困窮している道内4高専の学生が対象の奨学金制度です。この奨学金は返還義務のない給付型の奨学金で、基本的に年2回（前期・後期）募集します。

#### 【支給条件等】

- ① 学業成績は問いませんが、修学意志が強く、学校生活を意欲的に送っている学生であること。
- ② 奨学生となる学生は特別な事由を除き「アルバイトなどを行うことなく学業に専念する」旨を書面で誓約することが条件となります。
- ③ 奨学生は、寄附者であるウェルネット株式会社様へ謝意を伝えること、進級時や受給終了後等において学業や生活状況に関するレポート提出等の義務があります。

#### 【支援対象】

支援対象は以下に掲げる経費ですが、申請したもの全てが支援対象とならない場合があります。

- ①授業料、②諸納金、③教科書費、④通学交通費（通学生のみ）、⑤寮費等（寄宿料、寮費、給食費）、⑥生活・学習支援費（学用品費、学習参考書）購入費、通信費、その他教育費等）、⑦その他の緊急一時金や真にやむを得ないと認められる費用等

## (2) 北海道公立高校生等奨学給付金

北海道教育委員会が行う、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給するものです。

### 【対 象】

- ① 7月1日現在に在学する、第1学年から第3学年の学生を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助」が措置されている世帯。

### 【支給額（年額）】

区 分	全日制・定時制
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300 円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	82,700 円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700 円

## 4. 授業料等減免及び日本学生支援機構給付奨学金について【※対象4年生以上】

令和2年4月から新制度として、「国が実施する授業料及び入学金の減免（授業料等減免）」と「日本学生支援機構が実施する給付型の奨学金（給付奨学金）」がスタートしています。

原則、両方の制度に申込みを行うことが必要です。支援を受けるには、授業料等の減免は学校へ、給付型の奨学金は日本学生支援機構への申請が必要です。

【実施内容】 ①授業料等の免除または減免 ②給付型の奨学金の支給

【支援対象】 本科4～5年生及び専攻科1～2年生

【支援基準】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

### 【減免額・給付額】

区 分	授業料減免額	入学料減免額	給 付 額（年額）	
			自宅通学生	自宅外通学生
第Ⅰ区分 （全額減免）	234,600 円	84,600 円	210,000 円	410,400 円
第Ⅱ区分 （2/3減免）	156,400 円	56,400 円	140,400 円	273,600 円
第Ⅲ区分 （1/3減免）	78,200 円	28,200 円	70,800 円	136,800 円